

別表第四 原子吸光法による検定の方法（第三条関係）

区 分	方 法
一 試薬の調製	
(一) 〇・一モル毎リットル塩酸	希塩酸（塩酸（三十五パーセント以上）と蒸留水を容量比一対一の割合で混合したもの）をガラス製蒸留器で蒸留して得た共沸混合物を蒸留水で〇・一モル毎リットルとなるように希釈する。
(二) カドミウム標準原液	金属カドミウム一・〇〇〇グラムを希硝酸（硝酸と蒸留水を容量比一対五の割合で混合したもの）五十ミリリットルに溶かし、これを煮沸した後、冷却し、蒸留水を加えて一・〇〇〇リットルとする。
(三) カドミウム標準液	使用の都度、カドミウム標準原液を〇・一モル毎リットル塩酸で千倍に希釈する。
二 試料液の調製	試料十・〇グラムを容量百ミリリットルの広口びんに入れ、〇・一モル毎リットル塩酸五十・〇ミリリットルを加えて、これを恒温水平振り混ぜ機で摂氏約三十度に保つて約一時間振り混ぜた後、乾燥ろ紙（日本工業規格五種Bのもの）でろ過する。
三 検定の操作	試料液（カドミウムの含有量が試料液一リットルにつき二ミリグラムを超える場合にあつては、カドミウムの含有量が試料液一リットルにつき二ミリグラム以下になるよう〇・一モル毎リットル塩酸でn倍に希釈する。）を原子吸光分光光度計にかけ、二百二十八・八ナノメートルの波長で吸光度（A）を測定する。

	別に、カドミウム標準液及び0・一モル毎リットル塩酸を、それぞれ、原子吸光分光光度計にかけ、二百二十八・八ナノメートルの波長で吸光度 (A_s 及び A_0) を測定する。
四 試料の水 分の測定	試料 (W_1 グラム) とこれを摂氏百五度で約四時間乾燥して得たもの (W_2 グラム) を比べて水分を測定する。
備考	0・一モル毎リットル塩酸及びカドミウム標準原液は市販品を用いてもよい。